

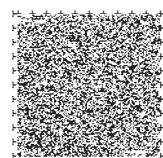
# 中野区子ども総合計画 概要版

令和5年度(2023年度) ▶ 令和9年度(2027年度)



令和5年3月  
中野区

この冊子には、各ページに音声コードが印刷されています。専用の装置またはスマートフォン専用アプリ等を使うと、誌面の情報を音声で聞くことができます ▶▶



# 中野区子ども総合計画とは？

## ▶計画策定の目的

「中野区子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもに関する取組を推進していくとともに、子どもの貧困対策や若者支援などの課題に対応していくため、子ども・子育て支援事業計画(第2期)中間の見直しに合わせて中野区子ども総合計画を策定しました。

## ▶計画の位置付け

中野区基本構想及び中野区基本計画に基づく子どもに関する個別計画であるとともに、子どもに関する以下の法定計画を包含する総合的な計画です。

- ①子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ②次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ③子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」
- ④子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
- ⑤中野区子どもの権利に関する条例に基づく「推進計画」

## ▶計画の対象

子ども(0歳から概ね18歳まで)及び若者(概ね13歳から30歳まで、施策によっては概ね39歳まで)とその家族を対象とします。

## ▶計画期間

令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間です。

※ただし、「子ども・子育て支援事業計画(第2期)中間の見直し」については、令和5年度(2023年度)から令和6年度(2024年度)までの2年間とします。

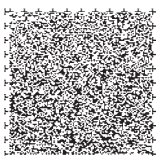
## ▶基本理念

**未来ある子どもの育ちを地域全体で支え、子どもの権利を保障するまち**



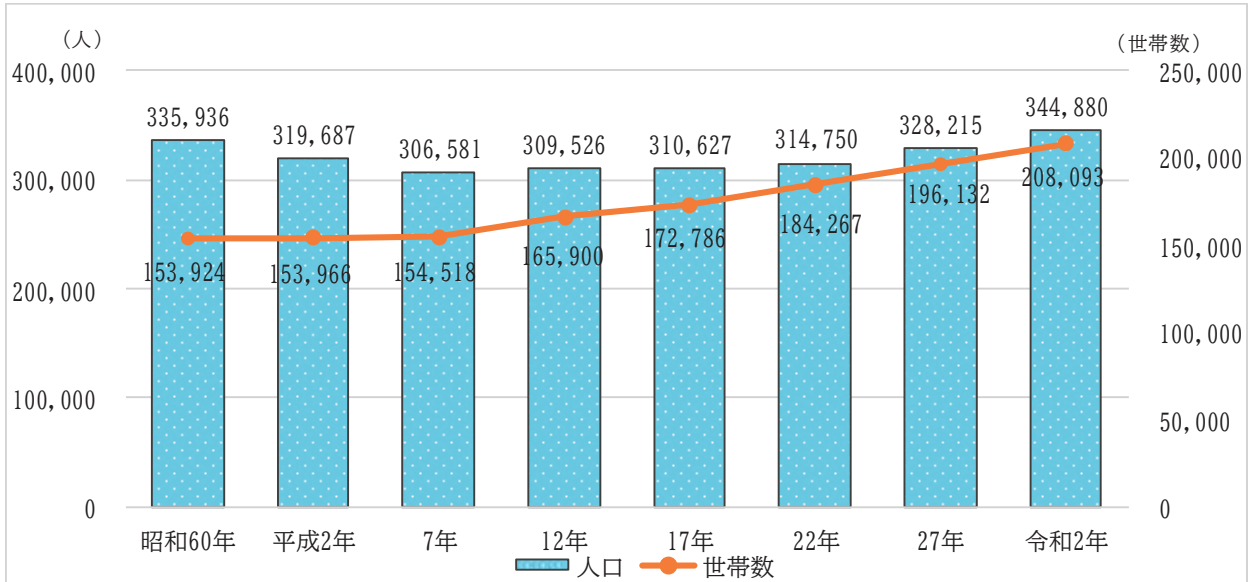
基本理念を実現するため、以下の5つの視点に基づいて計画を推進します。

- 1 子ども一人ひとりを権利の主体として尊重し、その意見、考え、思いを受け止め、子どもの最善の利益を考慮する
- 2 子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることなく、すこやかに成長できるよう支援する
- 3 子ども・若者をパートナーとして、ともに支えあい、育ちあう地域づくりを推進する
- 4 家庭、地域、行政、関係機関等が連携・協働し、地域全体で子ども・若者の成長を支える
- 5 子ども期から若者期にかかる多様な取組を総合的かつ切れ目なく推進することにより、基本理念を実現する



### 1 区の人口と世帯数の推移

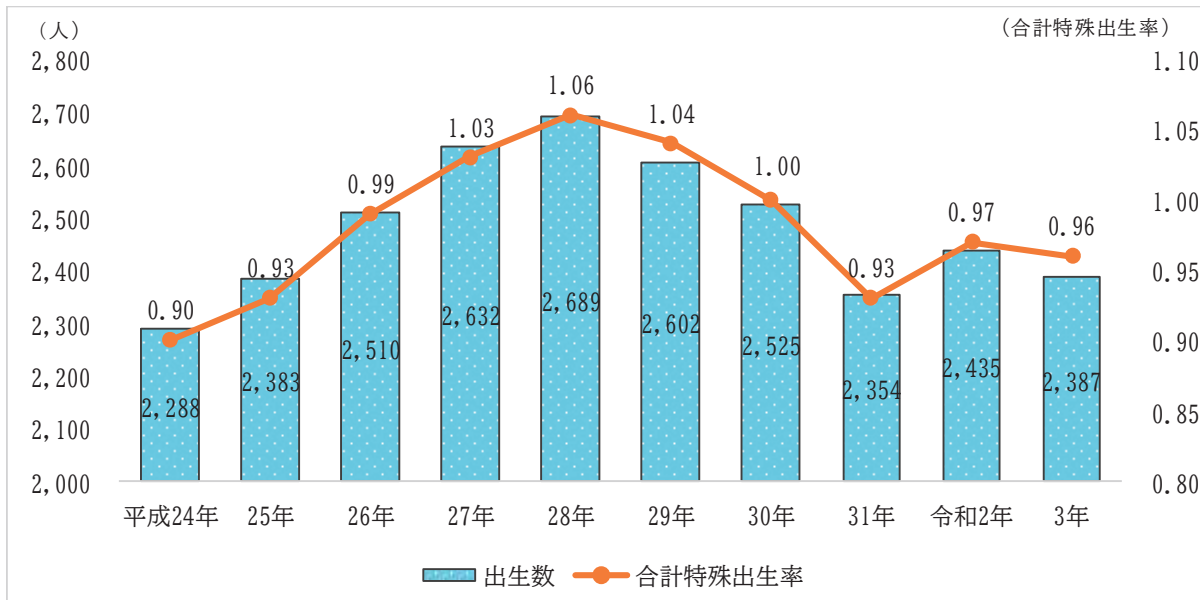
区の人口は、平成7年に306,581人まで減少しましたが、以降増加傾向となり、令和2年には344,880人となっています。世帯数については、平成7年までほぼ横ばいで推移していましたが、以降増加傾向に転じ、令和2年には208,093世帯となっています。



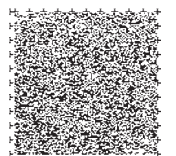
【出典：国勢調査】

### 2 区の出生数と合計特殊出生率の推移

区における出生数と合計特殊出生率は、平成28年まで増加傾向でしたが、その後減少に転じています。令和2年に出生数、合計特殊出生率ともに若干増加しましたが、令和3年は再び減少しています。

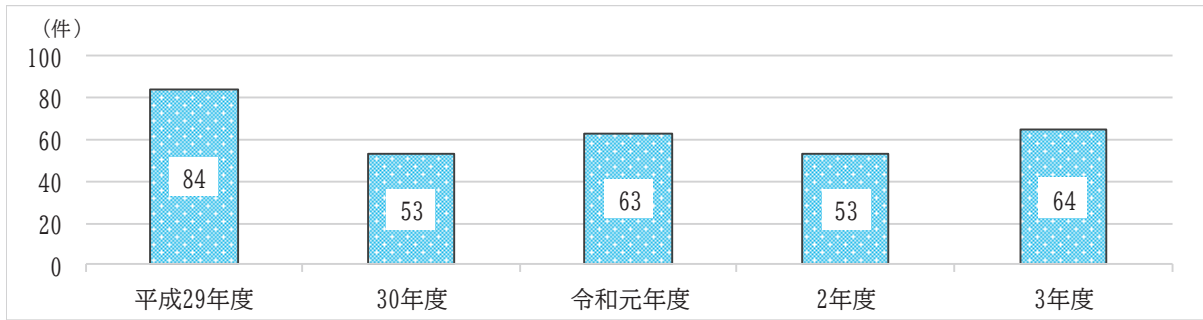


【出典：健康福祉部統計】



### 3 子ども家庭支援センター虐待対応件数の推移

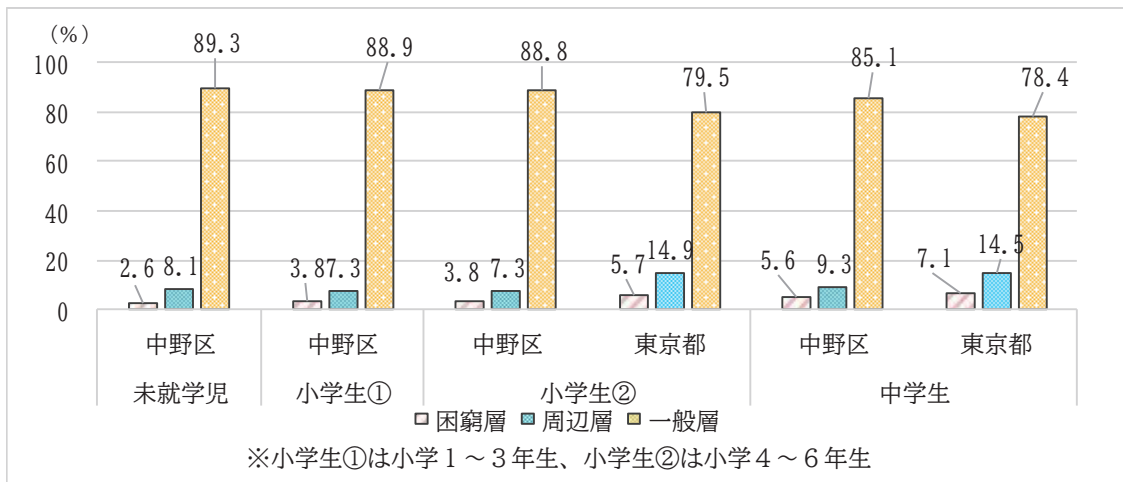
子ども家庭支援センターにおける虐待対応件数(新規継続指導の件数)の推移をみると、児童虐待ケースとして支援を行った件数は、平成29年度が84件と多かったものの、平成30年度以降は50件から60件台で推移しています。



【出典：子ども教育部統計】

### 4 生活困難層の割合

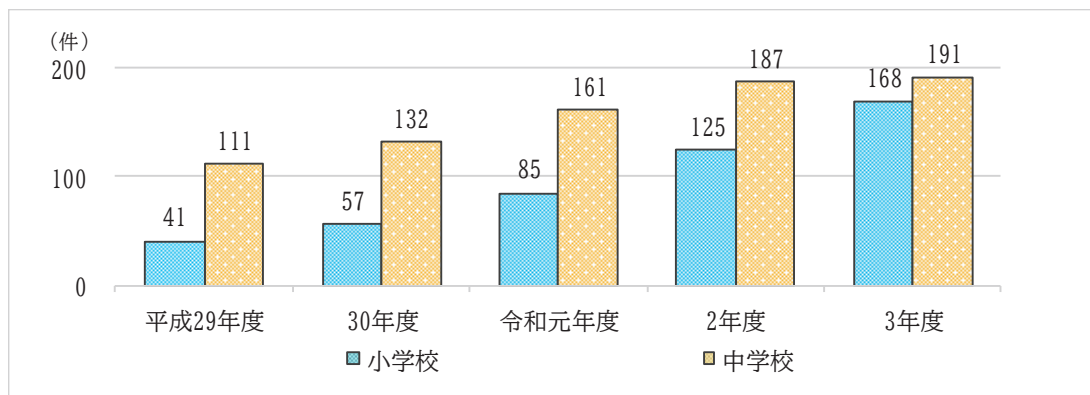
困窮層と周辺層を合わせた生活困難層の割合は、子どもの年代が上がるにつれ高くなる傾向があり、区内の未就学児の生活困難層の割合は10.7%であるのに対し、中学生では14.9%となっています。東京都全体と比較すると、中野区はいずれの年代も低くなっています。



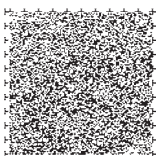
【出典：中野区子どもと子育て家庭の実態調査（令和元年度）】

### 5 区立小中学校における不登校児童・生徒の件数の推移

区立小学校における不登校児童の件数は、平成29年度の41件から令和3年度は168件に増加しています。区立中学校における不登校生徒についても、平成29年度の111件から令和3年度は191件に増加しています。



【出典：教育委員会事務局統計】



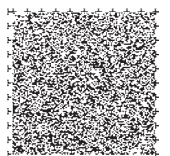
## 3

## 目標ごとの主な事業を紹介します

1ページに記載の基本理念を実現するため、以下のとおり5つの目標を掲げ、目標ごとに各事業を位置付け、総合的に子ども政策を推進します。

## 計画の体系図

目標	取組の方向性	主な取組
I 子どもの権利を保障し、子どものすこやかな成長を支援する	(1)子どもの権利に関する理解促進	①子どもの権利の普及啓発 ②子どもの権利に関する学習機会の充実
	(2)子どもの意見の表明・参加の促進	①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり ②子どもの意見表明・参加の機会の確保
	(3)子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援	①安心して過ごせる居場所づくり ②学習機会の充実 ③遊び・体験の機会の充実
	(4)子どもの権利侵害の防止、相談・救済	①虐待の未然防止、養育支援体制の整備 ②いじめ、不登校、困難に直面する子どもへの支援 ③子どもの権利侵害に関する相談・救済 ④有害環境等からの保護
II 子どもが安心して育つための家庭への支援を推進する	(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	①妊娠、出産、子育てトータル支援の実施 ②子育て支援サービスの充実 ③子育てに関する相談体制の充実
	(2)生活に困難を抱える子育て家庭への支援	①生活困窮家庭への支援 ②ひとり親家庭への支援
	(3)子どもの発達・成長に応じた支援	①発達に課題や障害がある子どもへの支援 ②特別な支援を要する子どもへの教育の充実
III 子どもと子育て家庭を支える教育・保育環境を整備する	(1)幼児期から学童期の教育・保育施設の整備	①教育・保育施設の整備と運営事業者の支援 ②学童クラブの整備
	(2)質の高い教育・保育サービスの提供	①就学前の教育・保育の質の向上 ②多様な教育・保育サービスの充実
IV あらゆる若者の社会参画を支援する	(1)すべての若者のすこやかな育成支援	①若者の活動・社会参画の機会の充実 ②若者の居場所の充実
	(2)若者の課題解決に向けた支援	①若者に関する相談支援体制の整備 ②困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援
V 子ども・若者の成長を地域全体で支える環境づくりを推進する	(1)地域における子育て支援活動の推進	①子育て関連団体への支援 ②地域における子育て支援ネットワークの強化
	(2)子育て世帯が住み続けたい環境の整備	①子育てしやすいまちづくり ②子どもの安心・安全の確保



## 目標Ⅰ 子どもの権利を保障し、子どものすこやかな成長を支援する

「中野区子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもの育ちを地域全体で支え、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利に関する理解促進や児童虐待をはじめとする子どもの権利侵害を防止するための取組、権利侵害からの救済などを行います。

### ◆取組の方向性(1)

#### 子どもの権利に関する理解促進

##### ◎重点事業

- ・条例の普及啓発
- ・「子どもの権利の日」事業
- ・「子どもの権利」に関する研修・講座

##### ○事業

- ・子ども相談室の普及啓発
- ・「子どもの権利」に関わる図書の充実
- ・「子どもの権利」に関わる学校での取組
- ・「子どもの権利」に関する保護者向け講座の実施
- ・人権教育、道徳教育 等

### ◆取組の方向性(2)

#### 子どもの意見の表明・参加の促進

##### ◎重点事業

- ・区政運営における子どもの参加の推進
- ・ハイティーン会議(子ども会議)の開催

##### ○事業

- ・子ども向けの情報発信
- ・中高生年代向け施設の整備
- ・社会的養護のもとでの子どもの権利擁護の推進
- ・区民と区長のタウンミーティング
- ・施設運営における子どもの参加の推進 等

### ◆取組の方向性(3)

#### 子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援

##### ◎重点事業

- ・児童館の運営
- ・キッズ・プラザ整備・運営
- ・学習支援事業
- ・プレーパーク活動支援事業

##### ○事業

- ・子育てひろば整備・運営
- ・放課後の子どもの安全な居場所の確保
- ・公園再整備
- ・学習スペースの提供
- ・子どもの読書環境の充実
- ・補充学習教室
- ・ブックスタート事業 等

### ◆取組の方向性(4)

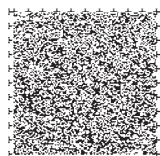
#### 子どもの権利侵害の防止、相談・救済

##### ◎重点事業

- ・児童相談所の運営
- ・いじめ防止等対策事業
- ・不登校支援事業
- ・子どもの権利救済機関(子ども相談室)の運営
- ・情報モラル教育

##### ○事業

- ・要保護児童対策地域協議会
- ・里親支援、普及啓発
- ・教育相談
- ・ヤングケアラー支援
- ・人権擁護相談
- ・薬物乱用防止 等



妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援を充実するとともに、生活に困難を抱える家庭を支援するための取組を進めます。また、発達に課題や障害があり、特別な配慮を必要とする子どもとその家庭に対する相談支援体制の整備などを行います。

## ◆取組の方向性(1)

## 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援

## ◎重点事業

- ・妊産期相談支援事業
- ・産後ケア事業
- ・子育て支援サービスの利用促進
- ・支援検討会議

## ○事業

- ・両親学級(こんにちは赤ちゃん学級)
- ・産前・産後サポート事業
- ・多胎児家庭支援事業
- ・病児・病後児保育
- ・一時預かり
- ・すこやか福祉センターの運営 等

## ◆取組の方向性(2)

## 生活に困難を抱える子育て家庭への支援

## ◎重点事業

- ・子ども食堂への支援
- ・ひとり親家庭総合支援事業

## ○事業

- ・就学援助
- ・生活困窮者自立支援事業
- ・居住支援体制の推進
- ・実質的なひとり親家庭への支援
- ・養育費確保支援事業
- ・困難を抱える子どもと子育て家庭を支援につなぐための取組 等

## ◆取組の方向性(3)

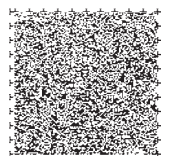
## 子どもの発達・成長に応じた支援

## ◎重点事業

- ・療育施設運営
- ・学校生活支援シートの活用

## ○事業

- ・子ども発達支援事業
- ・ペアレントメンター養成事業
- ・医療的ケア児支援事業
- ・就学相談
- ・特別支援学級運営
- ・授業のユニバーサルデザイン化 等



### 目標Ⅲ

## 子どもと子育て家庭を支える教育・保育環境を整備する

保育施設の待機児童ゼロを維持するため保護者のニーズを適切に把握し、需要に応じた定員数を確保するほか、保育の質の向上に向けた取組を進めます。また、学童クラブの待機児童に対応するため、子どもが放課後に安心して過ごせる居場所の充実を図ります。

#### ◆取組の方向性(1)

##### 幼児期から学童期の教育・保育施設の整備

###### ◎重点事業

- ・教育・保育施設確保

###### ○事業

- ・区立教育・保育施設の建替
- ・認可外保育施設の認可化支援
- ・保育所等の空き定員対策
- ・私立幼稚園等の支援
- ・学童クラブ整備・運営
- ・学童クラブ待機児童対策 等

#### ◆取組の方向性(2)

##### 質の高い教育・保育サービスの提供

###### ◎重点事業

- ・保育の質ガイドラインの運用推進
- ・医療的ケア児保育の拡充

###### ○事業

- ・保育園の巡回支援と研修の充実
- ・保育園等の指導検査の充実
- ・就学前教育推進
- ・幼稚園における一時預かり
- ・障害児の標準時間保育の推進 等

### 目標Ⅳ

## あらゆる若者の社会参画を支援する

若者の興味・関心に応じた体験・活動ができる機会や、交流・相談等の拠点となる居場所を充実します。また、関係機関や地域と連携し、社会との関わりに課題のある若者とその家族に対する相談体制を整備します。

#### ◆取組の方向性(1)

##### すべての若者のすこやかな育成支援

###### ◎重点事業

- ・若者情報発信事業(Twitter)
- ・若者フリースペースの運営

###### ○事業

- ・ハイティーン会議・若者会議
- ・中高生交流事業
- ・18歳成人の普及啓発(消費者トラブル)
- ・区有施設の中高生年代の利用検討 等

#### ◆取組の方向性(2)

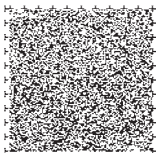
##### 若者の課題解決に向けた支援

###### ◎重点事業

- ・子ども・若者支援センター若者相談事業
- ・ひきこもり支援事業

###### ○事業

- ・子ども・若者支援地域協議会の設置
- ・就労支援プログラム事業(中野就労セミナー・中野就職サポート)
- ・若者の対応に悩む家族への支援
- ・不登校児童等の中学校卒業後の支援 等





子どもの育ちや子育て家庭を地域全体で見守り、支えるための環境づくりを進めるため、子育て支援活動を行う団体への支援や連携の推進などを図ります。また、子どもの安心・安全を確保するとともに、子育て家庭にとって魅力的なまちになるようハード・ソフト両面から環境整備を進めます。

## ◆取組の方向性(1)

## 地域における子育て支援活動の推進

## ◎重点事業

- ・政策助成(子どもと子育て家庭の支援及び若者のチャレンジを支援するための活動)
- ・児童館における子育て活動支援の機能強化

## ○事業

- ・地域施設の有効活用
- ・子ども食堂への支援
- ・地区懇談会の充実
- ・地域の団体と児童館との共催事業
- ・次世代育成委員の活動支援
- ・青少年育成地区委員会の活動支援 等

## ◆取組の方向性(2)

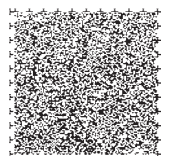
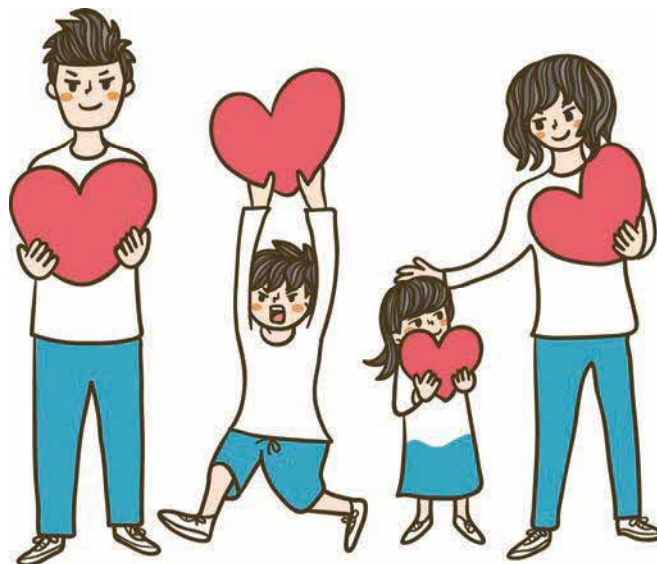
## 子育て世帯が住み続けたいくなる環境の整備

## ◎重点事業

- ・子育て関連店舗の登録促進、情報発信
- ・犯罪防止・交通安全

## ○事業

- ・子育て世帯に向けた住環境に関する情報発信
- ・子育て支援住宅普及促進
- ・ジェンダーギャップの解消
- ・ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
- ・通学路の見守り
- ・セーフティ教室
- ・受動喫煙防止 等



## 子ども・子育て支援事業計画(第2期)中間の見直し

(計画期間:令和5年度から令和6年度)

子ども・子育て支援法に基づき、幼稚園や保育園などの教育・保育施設、利用者支援事業や放課後児童健全育成事業(学童クラブ)などの地域子ども・子育て支援事業について、現在の利用状況や今後の利用希望などを踏まえた「需要見込み」と「確保方策」を定め、必要なサービスを提供します。

このたび、令和5年度及び令和6年度の数値の見直しを行いました。

### ◆教育・保育の需要見込みと確保方策

○1号認定(満3歳以上で幼稚園及び認定こども園を利用) (単位:人)

年度	令和4年度実績	令和5年度	令和6年度
需要見込み	2,470	2,382 (3,095)	2,119 (3,112)
確保方策	3,771	3,836 (3,851)	3,881 (3,851)

○2号認定(満3歳以上で保育所及び認定こども園を利用) (単位:人)

年度	令和4年度実績	令和5年度	令和6年度
需要見込み	3,682	3,658 (3,232)	3,685 (3,250)
確保方策	4,568	4,586 (4,723)	4,627 (4,723)

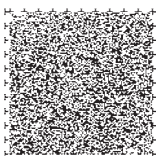
○3号認定(満3歳未満で保育所、認定こども園及び地域型保育事業を利用) (単位:人)

年度	令和4年度実績		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳
需要見込み	580	2,594	651 (842)	2,791 (2,931)	661 (843)	2,924 (2,933)
確保方策	758	2,827	755 (843)	2,897 (2,942)	749 (843)	2,884 (2,942)

( )内は、当初計画の数値

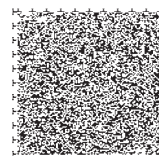
### ◆主な地域子ども・子育て支援事業の需要見込みと確保方策

事業名	事業内容	単位	上段/需要見込み	下段(網掛箇所)/確保方策	
			令和3年度実績	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業	子ども及びその保護者の身近な場所で、幼稚園、保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行います。	か所	5 (R4年度)	5 (5)	5 (5)
		基本型、母子保健型(か所)	4 (R4年度)	4 (4)	4 (4)
		特定型(か所)	1 (R4年度)	1 (1)	1 (1)
地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行います。	人日	145,856	204,393 (213,656)	198,584 (211,712)
		か所	25	27 (24)	27 (24)
妊婦健康診査	妊婦の健康保持・増進を図るため、妊婦に必要な健康診査を医療機関への委託により実施します。	妊娠届出者数(人)	2,812	2,812 (3,164)	2,812 (3,191)
		健康診査等回数(件)	37,982	37,962 (41,132)	40,774 (41,483)
		-	妊婦健康診査14回、超音波検査1回、子宮頸がん検診1回		



事業名	事業内容	単位	上段／需要見込み 下段(網掛箇所)／確保方策		
			令和3年度実績	令和5年度	令和6年度
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、養育環境等の把握や子育て支援に関する情報提供を行います。	人	2,387	2,270 (2,530)	2,218 (2,532)
		-	①実施体制・・・訪問指導員(看護師、助産師、保健師)、すこやか福祉センター職員 ②実施機関・・・各すこやか福祉センター		
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を実施します。	訪問相談(人日)	259	260 (235)	260 (240)
		養育支援ヘルパー(人日)	89	293 (388)	293 (388)
		-	①養育支援が必要な家庭の把握 ②保健師等の訪問による助言、経過観察 ③養育支援ヘルパーの派遣による支援		
子育て短期支援事業 (子どもショートステイ)	保護者の入院や出張、親族の看護などにより一時的に子どもの養育ができない場合に、児童福祉施設等において宿泊を伴う養育を行います。	人日	434	495 (432)	580 (441)
			1,460	1,460 (1,460)	1,460 (1,460)
幼稚園における一時預かり事業	通常の教育時間の前後や長期休業期間中において、幼稚園の在園児を一時的に預かります。	人日	89,623	81,007 (117,979)	75,921 (118,018)
			89,623	81,007 (117,979)	75,921 (118,018)
一時保育、ファミリー・サポート(未就学児)、トワイライトステイ	保護者のリフレッシュや、就労、冠婚葬祭等の理由により家庭での保育が一時的に困難になった場合に、子どもを預かります。	人日	9,208	28,240 (28,240)	28,168 (28,168)
		一時保育(人日)	17,107	19,720 (17,400)	19,720 (17,400)
		ファミリー・サポート(未就学児)(人日)	10,631	10,971 (10,971)	11,070 (11,070)
		トワイライトステイ(人日)	293	293 (293)	293 (293)
ファミリー・サポート(就学児)	就学児童の預かりなどの援助が必要な方と、援助を行うことができる方との相互援助活動の連絡、調整を行います。	人日	769	1,296 (1,296)	1,178 (1,178)
			1,600	1,454 (1,454)	1,454 (1,454)
病児・病後児保育事業	病児(回復期に至っていない)、病後児(回復期にある)を一時的に預かることにより、子育てと就労の両立を支援します。	人日	263	627 (2,683)	627 (2,692)
		病児・病後児保育(人日)	1,952	2,684 (2,684)	2,684 (2,684)
		ファミリー・サポート(病児対応)(人日)	424	424 (424)	424 (424)
放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	保護者が就労等で放課後に適切な保護を受けられない児童が、安全・安心に過ごせるよう見守り、遊びや活動などを通じてすこやかに成長できるよう援助します。(高学年は、特別な支援が必要な児童を受け入れています。)	低学年(人)	2,065	2,158 (2,189)	2,166 (2,184)
		高学年(人)	13	14 (119)	14 (123)
		人	2,247	2,375 (2,317)	2,395 (2,364)
キッズ・プラザ事業	小学生がのびのびと学年を超えて交流し、豊かな体験ができる「放課後の子どもたちの安全・安心な遊び場」を提供します。	人日	277,612	312,000 (360,000)	336,000 (384,000)
		か所	12	13 (15)	14 (16)
放課後子ども教室推進事業	放課後の子どもたちの安全ですこやかに育まれる環境づくりのため、放課後や週末などに地域・家庭・学校が一体となって文化活動やスポーツなどの活動を実施します。	人日	12,175	12,798 (9,789)	13,509 (10,572)
		か所	15	18 (23)	19 (25)

( )内は、当初計画の数値



### ▶計画の推進体制

#### (1) 区の推進体制の整備

区は、本計画に基づき適切に事業を実施することで、子ども政策を総合的に推進していきます。さらに、令和5年4月のこども家庭庁の設置を見据え、より一層組織横断的に取組を進めます。また、職員一人ひとりが子どもの声を聴いて施策を進める意識を高められるよう、子どもの権利に関する研修を実施します。

#### (2) 子ども・若者の区政参加の促進

計画の推進にあたって、区は「子ども会議」をはじめ、幅広く、多様な背景を持つ子ども・若者から意見を聴き、その意見が施策に反映されるよう努めます。

#### (3) 地域や関係機関等との連携・協働

地域の子育て支援団体、NPO法人、企業などと協力し、またその活動を支援するとともに、連携を深めるため、ネットワークを構築していきます。また、区に関わる全ての人に対し、「中野区子どもの権利に関する条例」の理解促進を図り、地域が一体となって子どもの権利保障の視点から計画を推進していきます。

### ▶計画の点検・評価の実施

#### (1) 計画の点検・評価

毎年度、各事業の実施状況や成果指標の進捗状況等について、「中野区子ども・子育て会議」に意見を聴き、事業実績として取りまとめます。取りまとめた事業実績を踏まえ、取組の推進やPDCAサイクルに基づき改善を図ります。

#### (2) 子どもの権利の視点に基づいた点検・評価

(1)での点検・評価に加え、各事業の取組内容について、「中野区子どもの権利委員会」において子どもの権利の視点に基づいた検証を行います。検証にあたっては、成果指標などの数値目標の達成状況だけでなく、子どもに関わる取組について、子ども自身がどのように感じているかヒアリング形式などの定性的な評価を行います。



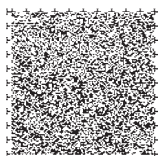
### 中野区子ども総合計画【概要版】

発行年月：令和5年6月

発行：中野区子ども教育部子ども・教育政策課

中野区中野四丁目8番1号

TEL 03-3228-5605



計画の全文はこちらから  
ご覧いただけます ▶▶

